

会 議 記 録

会議名称	第8回北本市空家等対策協議会
開会及び 閉会日時	令和6年7月19日（金） 開会：午後3時00分　閉会：午後4時15分
開催場所	北本市文化センター3階　第5会議室
議長氏名	会長　三宮幸雄
出席 委員（者） 氏名	田島康雄、斎藤秀夫、高橋久雄、柴崎幹夫、川島裕代
欠席 委員（者） 氏名	なし
説明者の 職氏名	建築開発課　課長　山田聡 主幹　久保剛、主任　中村健
事務局職 員職氏名	建築開発課　課長　山田聡 主幹　久保剛、主任　中村健
会議 次第	1　開　　会 2　会長挨拶 3　議　　事 （1）北本市空家等対策協議会のこれまでの議題（経緯）について （2）第二次北本市空家等対策計画（案）及び策定スケジュールについて （3）管理不全空家（空家法第13条第1項）について 4　その他 5　閉　　会
配布資料	・会議次第 ・委員名簿 ・資料1　北本市空家等対策協議会　これまでの議題（経緯） ・資料2　第二次北本市空家等対策計画（案） ・資料3　第二次北本市空家等対策計画　策定スケジュール ・資料4　管理指針、管理不全空家の参考基準

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
課 長	1 開会
会 長	2 会長挨拶（三宮市長から挨拶）
課 長	3 議事 北本市空家等対策協議会規則第7条の規定に基づきまして、 会長が議長となりますので、議事進行についてお願いします。
会 長	議事進行につきまして、私の方で進めさせていただきます。 「次第3 議事」ですが、本日は3件ございますが、次第に沿いまして議事を進行していきたいと思います。
会 長	議事（1）北本市空家等対策協議会のこれまでの議題 （経緯）について、事務局より説明をお願いします。
	<事務局説明>
会 長	事務局より議事（1）の説明がありました。 委員の皆様、何か質問等はございますか。
	<委員の意見確認>意見等なし
会 長	無いようでしたら議事（1）は終了いたします。
会 長	次に議事（2）第二次北本市空家等対策計画（案）及び策定 スケジュールについて、事務局より、説明をお願いします。
	<事務局説明>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	事務局より議事（２）の説明がありました。
	委員の皆様、何か質問等がございますか。
川島委員	所有者不明の空き家はどのくらいあるのか。
事務局	北本市にも少しずつ、所有者不明の空き家を確認しております。数としては１０件に満たないと思います。
柴崎委員	実態調査で確認した７９５戸の空き家は工場等を含むのか。
事務局	工場等は含んでおりません。住宅を対象とした数になります。
高橋委員	空き家バンクの活用相談を受けても道路の関係や相続の問題で売却できない物件もある。こうした空き家は流通できないため残っていると感じている。
	結局、空き家として残しておくしかない、という物件がある。
	なるべく早めに空き家をどうするのか相談して、老朽化した空き家を増やさないのが重要と考える。
会 長	ありがとうございました。
	それでは、ご意見ないようでしたら議事（２）は終了とさせていただきます。
会 長	次に議事（３）管理不全空家（空家法第１３条第１項）について、事務局より説明をお願いします。
会 長	<事務局説明>
会 長	事務局より議事（３）の説明がありました。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	委員の皆様、何か質問等はございますか。
	<委員の意見確認> 意見等なし
会 長	ないようでしたら議事（３）は終了とさせていただきます。 す。そのほか、議事全体を通しましてご質問、ご意見などございますか。
柴崎委員	解体費用が非常に高くなっているのです、解体したくても解体できない方がいると思う。アスベストの問題もあるし、分別などのコンプライアンスも厳しくなっていることが、高くなっている要因であると思う。
高橋委員	北本市では空き家の解体補助を現在も継続している。
事務局	現在も解体補助を実施しており、市内業者が解体する場合で最高３０万円、市外であれば最高２０万円の補助をしています。
川島委員	最近は一人暮らしの高齢者が増えている。借家ではなく、持ち家でこれから益々増えてくると思うが、将来、亡くなった場合に家のことをどうするのか考える必要があると思う。
事務局	国土交通省で「すまいの終活ノート」が公表されました。所有する住宅など、将来的にどうするのか考えるのに利用することができるものですが、市の方でも周知できればと考えています。
田島委員	代が変わって子が町を出て、高齢者が残るのが現状と思う。 私の親戚の家のまわりでも住宅団地が高齢化と空き家化が非常に進んでしまっている。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
斎藤委員	北本市の８００戸の空き家は長い期間で大きな目標とする と、現状維持ができれば、増える因子しかないので、現状より 増えなければよいと思う。それと解体費用は土地が売れば賄 えるわけで、土地が売ればもう少し街が発展することができ ると思う。また、相続登記法が改正したが、相続登記していな いのは理由があって、もともと問題があり、売れば登記をし ている。売れないから登記しないでそのままにしているので最 終的には売れるかどうか大きいと思う。
会 長	ありがとうございました。それでは、これをもちまして 「次第３ 議事」は終了とさせていただきます。 ここで、会長の任務を解かせていただきます。慎重なご審議、 ありがとうございました。 これより進行を事務局に戻します。
事務局	ありがとうございました。 このあとの進行は事務局で行います。
事務局	「その他」としまして事務局より報告をさせていただきます。 ・ 計画（案）の修正は特になし ・ 議事録は事務局で作成した後、委員に確認をしていただ いた上で確定をする ・ 会議の資料と議事録は市のホームページに掲載する。 ・ パブコメで意見がある場合、１１月に再度、開催をする。
事務局	以上を持ちまして、第８回北本市空家等対策協議会を閉会い たします。 本日はありがとうございました。
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 △ 年 8 月 19 日 会長 三 宮 幸 雄	